

大阪市規則第 32 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持

に関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成 5 年大阪市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 1 項中「（一般廃棄物再生利用業の指定を受けようとする者については、第 11 号に掲げる事項を除く。）」を削る。

第 35 条第 1 項中第 9 号を第 10 号とし、同項第 8 号中「申請者」を「前号に掲げるもののほか、申請者」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項中第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 申請者が第 15 条の 2 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと

第 35 条第 2 項中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、同項第 9 号中「申請者」を「前号に掲げるもののほか、申請者」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項中第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 申請者が第 15 条の 2 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと

第 40 条第 2 号中「次条第 1 項第 1 号」を「次条第 1 項第 1 号又は第 2 号」に改める。

第 40 条の 2 第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同項第 1 号中「法」を「前号に掲げるもののほか、法」に改め、同号を同項第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 第 15 条の 2 第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第 34 条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる指定の申請について適用し、同日前に行われた指定の申請については、なお従前の例による。